

農地法第4条申請に伴う添付書類

(自分名義の農地を転用する場合)

申請書 (受付期間 毎月8日～11日〔土曜・日曜・祝日を除く〕)

○農地法第4条の規定による許可申請書

〔様式第4-1号- (1)〕 …………… 1部

〔様式第4-1号- (2)〕 …………… 1部

※ 申請書には、必ず捨て印を押して下さい。

添付書類 《申請日前3ヶ月以内に発行されたもの》

1. 土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る) 《法務局で発行》…………… 1部
2. 公図の写し《法務局で発行》又は、地籍図《税務課で発行》…………… 1部
(申請地及び申請地周辺の地番、地目、面積、所有者、耕作者を明記)
3. 住民票抄本等 (市外在住者のみ) 《住所地のある住民課で発行》…………… 1部
(申請者に係る本人確認が必要な場合には申請者の住所等を証する書面)
4. 農用地区域内でない旨の証明書もしくは農政担当課で確認…………… 1部
(申請中の場合は農振除外見込み通知書の写し可)
5. 案内図 (縮尺1/2,000程度で周辺500m範囲・住宅地図等) …………… 1部
6. 都市計画法による開発許可又は建築許可の申請は同時申請となる
7. 自然公園法による許可申請書の写し…………… 1部
8. 工事見積書…………… 1部
9. 建物配置図・平面図 (立面図) (種類、規模、隣接地からの距離) …………… 1部
10. 申請者が法人又は団体の場合は、定款、寄付行為又は規約、
法人登記全部事項証明書、法人の事業概要書 …………… 1部
11. 事業運営に必要となる免許、資格等の写し…………… 1部
12. 事業計画書 (計画施設内容・候補地の検討) …………… 1部
13. 事業経歴書 (資材置場・駐車場等の場合) …………… 1部
14. 台数算定根拠説明書 (駐車スペースを伴う事業の場合) …………… 1部
15. 資金証明 (残高証明、融資証明・金銭貸与証明、贈与者の残高証明等) …………… 1部
＜事業にかかる費用が500万円超の場合は、証明添付＞
＜事業にかかる費用が500万円以下の場合であっても、預貯金口座通帳の写し＞
16. 水利組合の意見書及び土地改良区の意見書 …………… 1部
17. 道路法第24条承認書 (工事施工) 及び道路法第32条の占用許可書、
水路にあっては管理者の許可又は同意書…………… 1部
18. 転用予定地内に道路・水路等がある場合は、廃止又は付替えの許可・申請の
写し、土地を取得する時は許可又は許可権者の受理がなされた書面…………… 1部
19. 取水、排水計画を明示した図面 (上水道、下水道等を図面に色分け)
及び取水、排水について水利権者、水路管理者等の同意書の写し…………… 1部
20. 通勤方法の確認書 (店舗・事務所等で住所が遠隔地の場合) …………… 1部
21. 移転 (転居) の場合は、移転後の跡地利用計画書…………… 1部
22. 公共事業による移転の場合は、その証明及び補償額証明の写し…………… 1部
23. その他必要と指示された資料…………… 1部
24. 代理人選任届 (申請書提出を委任する場合) …………… 1部

太陽光発電設備に別途必要な書類

- ① 「常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例」の許可通知書の写し、又は事業計画事前協議書の写し（条例担当課と事前協議までが完了していることが確認できるもの）
- ② 固定価格買取制度の場合；経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定書の写し
ノンフィット接続の場合；小売電気事業を営もうとする者の登録の写し等、電気事業の売買が確認できるもの（法人登記全部事項証明書の目的に発電・売電等事業が記載されている場合は不要）
- ③ 電気会社から接続検討状況がわかる書類（託送供給の承諾通知の写し等、又は電力受給契約書の写し等）
- ④ 損益収支がわかる書類（売電シミュレーション、売電単価、収支計算等）
- ⑤ パネルのパンフ等（コピー可、パネルのサイズがわかるもの）
- ⑥ 誓約書

その他

- ① 管理棟など建築物がある場合は、別途都市計画法の調整が必要な場合があります。
- ② 事業主が法人である場合には、上記添付書類の 11 が必要です。
- ③ 窓口申請にご本人が来られない場合は、代理人選任届（委任状）が必要です。
- ④ その他、追加で必要書類の提出を求めることがあります。
- ⑤ 農政課にて、農振農用地区域内でない確認が必要です。
- ⑦